

事務連絡  
平成30年7月3日

各  
〔都道府県  
保健所を設置する市  
特別区〕  
衛生担当部（局） 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る  
療養費に関する受領委任制度の導入等について（協力依頼）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「あはき療養費」という。）の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、施術者、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年4月23日付けで「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」が報告書として取りまとめられました。

また、この報告書に基づき、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成30年6月20日保医発0620第1号）が通知され、あはき療養費に関する不正対策が実施されるとともに、受領委任制度が導入されることとなりました。

つきましては、下記のとおり、貴部局所管の保健所へご協力をお願いしたいので、貴部局におかれましては、所管の保健所へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、医政局医事課に周知済みであることを申し添えます。

（照会先）

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111（内3276）

E-mail: [ryouyouhi@mhlw.go.jp](mailto:ryouyouhi@mhlw.go.jp)

## 記

施術所の開設を届出済み又は新たに開設の届出を行い、平成 31 年 1 月 1 日から開始するあはき療養費の受領委任の取扱いを希望する施術所（施術者）は、平成 30 年 7 月 2 日から平成 30 年 10 月 31 日までの間に地方厚生(支)局へ申請（申出）書類を提出することとなり、その申請書類の添付書類として、施術所開設届又は施術所変更届の副本の写しを施術所（施術者）に求めておりますのでご承知置き願います。

※ この申請（申出）に関する具体的な手続きは、各地方厚生(支)局のウェブページで掲示しておりますので、受領委任の取扱いを希望する施術所（施術者）は、所在地を管轄する地方厚生(支)局のウェブページを確認することとなります。

※ 11 月以降に新たに施術所を開設し保健所に届け出る場合など、11 月又は 12 月であっても申請（申出）書類の提出を受け付けております。

また、あはき療養費に関する受領委任制度の導入等について、施術所（施術者）への周知を図るため、添付のチラシを作成しました。

つきましては、保健所に施術所開設届や施術所変更届を提出される方にこの周知用のチラシを配布するなど、施術所（施術者）への周知についてご協力をよろしくお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ウェブページ

○社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126708>

○報告書「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/000020180423.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/000020180423.pdf)

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180612-01.pdf>

○通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180621-06.pdf>